



高齢者福祉



介護保険

介護保険

朝 介護保険課 TEL 23-7162 FAX 25-1213

介護保険は、本人や家族が抱えている介護の不安や負担を、社会全体で支えあうためにつくられた制度です。

65歳以上の方

第1号被保険者

40歳～64歳の方(医療保険の加入者)

第2号被保険者

介護保険を利用するには

朝 介護保険課 TEL 23-7162 FAX 25-1213

介護保険課(朝日庁舎)で申請して「要介護(要支援)認定」を受けましょう。

介護サービス計画の作成・契約 自分に合った、ケアプランを！

朝 介護保険課 TEL 23-7162 FAX 25-1213

介護サービスを提供する民間の事業者(居宅介護支援事業者・サービス事業者)と契約し、個人の状態に合わせたケアプランを作成後、介護サービスを利用します。

地域包括支援センター

朝 高齢者福祉課 TEL 23-2630 FAX 25-1213

地域の高齢者の心身の健康保持および福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、保健師・社会福祉士および主任ケアマネジャーが配置され、次のような業務を行います。

- ①総合的な相談
- ②虐待防止などの権利擁護
- ③包括的・継続的なケアマネジメントの支援
- ④介護予防ケアマネジメントの支援

施設名	所在地	電話	担当地区
木更津市中部地域 包括支援センター	中央1-5-18 (旧木更津市保健 相談センター内)	97-7818	木更津西 地区
木更津市東部地域 包括支援センター	請西682-1	97-6536	木更津東 地区
木更津市西部地域 包括支援センター	長須賀 1305-2	22-3422	岩根・ 金田地区
木更津市南部地域 包括支援センター	畑沢南 3-16-76	37-4811	波岡・ 鎌足地区
木更津市北部地域 包括支援センター	井尻951	97-2561	中郷・ 清川地区
木更津市富来田地域 包括支援センター	真里谷883-1	53-8031	富来田 地区

〈 広告 〉



医療法人社団
恒久会

思いやり 心と心のふれあい
患者様の立場に立つ医療・福祉

**介護老人保健施設
メディケアーさざなみ**

木更津市中島2366-1
TEL:0438-40-1605



さざなみクリニック 木更津市中島2366-1
TEL:0438-40-1788

山口医院 袖ヶ浦市奈良輪535-1
TEL:0438-62-2056



介護予防・日常生活支援総合事業

朝 高齢者福祉課 TEL 23-2630 FAX 25-1213

生涯を通じて心身ともに健やかに生活できるよう、介護予防と日常生活の支援を健康づくりと含めて一体的に進め、高齢者の活動的な生活をサポートします。

サービス内容

訪問型、通所型などの「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」があります。

対象者

「サービス・活動事業」については要支援1・2の方および基本チェックリストを受け事業対象者と認定された方

在宅サービスの種類

朝 介護保険課 TEL 23-7162 FAX 25-1213

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。また、通院などの際の乗車・降車の介助(通院等乗降介助)を行います(通院など乗降介助は要介護1～5の方に限られます)。

訪問入浴介護

移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

訪問看護

疾患などを抱えている方の自宅を看護師が訪問して、医師の指示のもと、療養上の世話や診療の補助を行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などリハビリの専門家が自宅を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを行います。

通所介護

デイサービスセンターに通い、食事・入浴などの介護や機能訓練、レクリエーションが日帰りで受けられます。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療施設に通い、日常生活上の支援や心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションが日帰りで受けられます。

短期入所生活介護(ショートステイ)

施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

短期入所療養介護(ショートステイ)

施設に短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

福祉用具の貸与

心身機能が低下した在宅の要介護者に、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します(車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフトは、要介護2～5の方のみ、自動排せつ処理装置は要介護4・5の方のみ保険給付の対象です)。

福祉用具購入費の支給

心身機能が低下した在宅の要介護者が、日常生活の自立を助ける用具を購入する場合、申請すると保険給付分が福祉用具購入費として支給されます。

福祉用具販売事業者として県に指定された事業者から購入したもののみ対象となります。

〈 広告 〉



グリーンパレス

通所介護	訪問介護
居宅介護支援	ケアハウス

TEL 0438-25-2900

介護に関するご相談などお気軽にお電話ください。専門スタッフがまごころを込めて対応いたします。

木更津市長須賀1309



有限会社
やまみ介護サービス

我がまに生きる

をモットーに、ご利用者様、お1人おひとりが
ありのままに暮らせる場所・・・
そんな施設・サービスを目指しています!

**訪問介護・居宅介護支援
デイスサービス・介護タクシー**

木更津市大久保 2-20-7 (デイスサービスのり) 君津市宮下 1-3-28

☎ 0438-37-6008 ☎ 0439-27-0586
FAX 0438-37-6208 FAX 0439-27-0587

<https://yamamikiago.jp/>



デイサービス
笑和の郷
しょうわのさと

15名定員の小規模デイスサービスです。
ご相談、見学も随時行っていますので
お気軽にお問い合わせ下さい。

木更津市矢那 3630-1

☎ 0438-38-6875

住宅改修費の支給

心身機能が低下した在宅の要介護者が、住宅の改修を行う場合、保険給付分が住宅改修費として支給されます(工事の前に申請が必要です)。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

特定施設入所者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活に必要な支援や介護を行います。

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、市民のみが利用できます。高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、日常生活圏内で提供するサービスです。

サービスの種類

認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護があります。

介護保険料

朝 介護保険課 TEL 23-7161 FAX 25-1213

本市の65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料は下表のとおりです(令和8年度)。

段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている方、世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方	基準額×0.274	19,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	基準額×0.474	32,900円
第3段階	82万6,500円を超え120万円以下の方	基準額×0.685	47,600円
第4段階	120万円を超える方	基準額×0.90	62,500円
第5段階	住民税課税者がいる世帯で、本人が住民税非課税かつ前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	基準額	69,500円
第6段階	80万円未満の方	基準額×1.15	79,900円
第7段階	80万円以上125万円未満の方	基準額×1.17	81,300円
第8段階	125万円以上200万円未満の方	基準額×1.27	88,300円
第9段階	200万円以上300万円未満の方	基準額×1.49	103,600円
第10段階	300万円以上400万円未満の方	基準額×1.71	118,900円
第11段階	400万円以上500万円未満の方	基準額×2.04	141,800円
第12段階	500万円以上600万円未満の方	基準額×2.16	150,200円
第13段階	600万円以上900万円未満の方	基準額×2.30	159,900円
第14段階	900万円以上の方	基準額×2.40	166,800円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

※年度途中から該当になる方は、月割りで計算されます。

※低所得者(住民税非課税世帯)の介護保険料軽減強化として、公費による軽減が行われています。

〈 広告 〉

株式会社 NOVA MEDICS ノバ・メディクス

介護用品・販売・レンタル

居宅介護支援事業所(ケアプランの作成)・福祉用具販売、貸与・住宅改修・介護相談



君津市東坂田 4-8-23

TEL.0439-55-0623

FAX.0439-54-8323

特別養護老人ホーム いわね潮の香園

木更津市 万石 146-1 **0438-53-8417**

特別養護老人ホーム デイサービスセンター

ショートステイ 居宅介護支援事業所

- ・住み慣れた地域の中で暮らしたい。
- ・介護のことならなんでもご相談ください。

特別養護老人ホーム 矢那梅の香園

木更津市 矢那 3731-2 **0438-52-3222**

特別養護老人ホーム ショートステイ

- ・住んでよかったと思われる施設を目指して。

<https://www.baikokai.or.jp/>

ザンライズ

訪問看護リハビリ
訪問介護 居宅介護
通所介護 生活介護
福祉有償運送

 Web  instagram

〒292-0041
千葉県木更津市清見台東 2-3-1
NPO法人 BRETHREN プレスレン
Tel : 0438 38 6248

納める方法

年金からの天引き…特別徴収

- ▶ 対象となるのは…老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の方

※ただし、老齢福祉年金などは対象となりません。

- ▶ 納め方…年6回の年金支給時に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※年金の額が18万円以上の方でも、次のような場合は普通徴収になります。

- ▶ 65歳(第1号被保険者)になった年度
- ▶ 引越しをして、本市に転入したとき
- ▶ 修正申告などで所得段階の区分が変更となったとき
- ▶ 4月1日現在、年金を受けていなかったとき
- ▶ 現況届の提出忘れで年金が停止し、保険料が差し引きできなくなったとき

自分で納付書で納める…普通徴収

- ▶ 対象となるのは…老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円(月額1万5千円)未満の方など
- ▶ 納め方…被保険者宛てに送付する納付書で、期限までに金融機関などで納めます。

介護保険料の徴収猶予および減免について

災害(震災・風水害・火災など)や世帯の主たる生計者の失業など、特別な事情により一時的に介護保険料の納付が困難なときは、徴収猶予や減免を受けられることがありますのでご相談ください。

高齢者福祉

高齢者の方へのサービス

朝 高齢者福祉課 TEL 23-2695 FAX 25-1213

ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしなどの方に対し、緊急通報装置を貸与し、急病などの緊急事態に対する日常生活上の不安を解消します。

〈広告〉

訪問介護

福祉タクシー

障害福祉サービス

移動支援

詳しくはこちらをご覧ください



民生委員がいる介護事業所です

つばき訪問介護事業所

TEL 0438-55-2994

携帯 090-3108-4525

木更津市永井作2-5-3

サービス付き高齢者向け住宅
やすらぎの里 いすけ
木更津市中島 2337-2
TEL 0438-40-5488 FAX 0438-40-5487



介護に関する事なら何でもお気軽にご相談下さい。

居宅介護支援・通所介護事業

デイサービス いすけ

木更津市中島 2337-1

TEL 0438-40-1091 FAX 0438-40-1078

対象者・費用

- ▶ 75歳以上のひとり暮らしの方
 - ▶ 重度身体障がい者のひとり暮らしの方
 - ▶ 75歳以上の方または重度身体障がい者のみで構成される世帯
- ※通話料(通報発信時および利用者からの通話)は自己負担になります。また、所得に応じて利用料が発生します。詳しくはお問い合わせください。

高齢者日常生活用具給付貸与

- ▶ 給付…電磁調理器・火災報知器・自動消火器
- ▶ 貸与…老人用電話

対象者

65歳以上で、前年度の所得が非課税の高齢者のみの世帯などで日常生活を営むのに支障がある方。

※用具によって要件が異なります。

高齢者配食サービス

食事の用意が困難な高齢者の方に週2回以内昼食を配達します。

対象者・費用

介護保険制度の要介護者または要支援者で構成された世帯のうち65歳以上の方。1食当たり430円。

高齢者紙おむつ給付

在宅で寝たきりまたは認知症により、常時失禁している高齢者の方に紙おむつ月30枚(尿とりパッドは月90枚)を支給します。

対象者

介護保険制度の要介護者または要支援者で、在宅において寝たきりまたは認知症の状態にあり、かつ常時失禁している65歳以上の方

高齢者タクシー利用助成

65歳以上74歳以下の運転免許証を自主返納した高齢者の方または75歳以上の高齢者世帯へタクシー利用料金を助成します。

グループホーム
大地の家



木更津市久津間1112-2
TEL 0438-41-6808
特定非営利活動法人 ピースケア

〈 広告 〉

特別養護老人ホーム
中郷記念館

ケアハウス
かがやきの郷



特別養護老人ホーム	ケアハウス
介護相談センター	ホームヘルパー
デイサービスセンター	ショートステイ

地域に根ざした一貫サポート！
私たちは「普通に暮らす」ことを大切にしています。まずはお気軽にご相談ください。

TEL: 0438-97-2721
住所: 木更津市井尻951

かずさ萬寿会
高齢福祉部門サイト



社会福祉法人 同仁会
ゆったりと自分らしい時を
過ごせるように努めてまいります。

地域密着型 特別養護老人ホーム

しおかぜ

TEL 0438-53-7150 (代)

特別養護老人ホーム

しおかぜ南

TEL 0438-53-8705

木更津市岩根 2-2-2



社会福祉法人 邦進会 特別養護老人ホーム

かもめの森



ご入居者さま一人ひとりが“自分らしくありつづける”を大切にしています。各分野の専門スタッフが、それぞれの知識と技術を活かしながらご入居者さまが快適にくつろげるまるで家のような暮らしをお手伝いさせていただきます。

木更津市伊豆島671
TEL.0438-97-1811



軽費老人ホーム ケアハウス
社会福祉法人 隆寿会

グランディきみつ

月額 約 9.4 万～ 15.2 万 (食事代込)

全室南向き



併設事業所

- デイサービスセンターひばり
月～土 9:20～16:35 機械浴室あり
- 居宅介護支援 介護相談センターひばり

☎0439-53-1711

君津市三直522



介護老人保健施設
ケアセンターきさらづ

TEL 0438-22-5544

入所定員170名(うち認知症専門棟58名)
短期入所10名 通所リハビリテーション30名

高名清養病院

TEL 0438-22-6262

療養病床272床

入院や介護に関する相談などお気軽に
お電話ください。

木更津市長須賀1239

社会医療法人社団 新都市医療研究会 君津会
サービス付き高齢者向け住宅

ウェル・ヴィレッジ木更津

心も体も豊かに暮らす

木更津駅
から車で
約5分



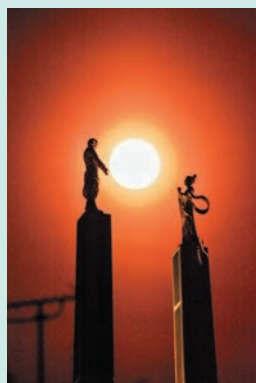
通所クリニック併設
玄々堂木更津クリニック

協力医療機関
玄々堂若津病院

選べる住まい
ウェル・ヴィレッジ若津

〒292-0064
千葉県木更津市中里231-1

0438-53-7053

対象者・助成内容

- ①令和3年7月1日以降に運転免許証を自主返納した65歳以上74歳以下の高齢者の方
 - ②75歳以上の高齢者のみの世帯
 - ③75歳以上の高齢者と74歳以下の重度心身障がい者または未成年者の世帯
- ※他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

はり・きゅう・マッサージ施術費助成

本市にあらかじめ登録している施術所で、はり・きゅう・マッサージを受けたとき、利用券により費用の一部を助成します。

対象者・助成内容

はり・きゅう・マッサージの施術が必要な65歳以上の方。
1枚500円分の利用券をひと月当たり1枚交付。

高齢者見守りキーホルダー

住所・氏名・緊急連絡先・かかりつけ医などの情報を登録したキーホルダーを持つことにより自宅や外出時の緊急事態に的確な支援を行います。

認知症高齢者等見守りシール

行方不明になった高齢者などの早期発見・保護のため、二次元コードを印字した見守りシールを交付します。衣類や持ち物にシールを貼った高齢者などを発見・保護した方が、二次元コードを携帯電話などで読み取ると、ご家族などにメールが届き、インターネット上の伝言板で連絡が取れる仕組みです。

対象者・費用

認知症により徘徊のおそれがある在宅の方。無料。

介護予防教室・家族介護教室

朝 高齢者福祉課 TEL 23-2630 FAX 25-1213

日時・場所は広報紙や市ホームページをご確認ください。

介護予防教室

「健康で生き生きとした生活」を応援する介護予防教室で転倒防止のための体力づくりを行っています。

対象者・費用

おおむね65歳以上の方。参加費は無料ですが飲み物・タオル・履き替え用の靴を持参してください。
※医師より運動の制限をされている方はご遠慮ください。

介護予防教室(高齢者の食と運動の元気アップ教室)

食事については管理栄養士が、運動については、健康運動指導士が自宅までできるかんたんな調理・運動をわかりやすく紹介・指導します。

対象者・費用

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上。無料。

家族介護教室

家族を介護している方に対し、介護に関する知識・技術の講座を開催します。

対象者

家族の介護を行っている市民の方

敬老祝金

朝 高齢者福祉課 TEL 23-2695 FAX 25-1213

敬老の意を表するため、99歳以上の方に祝い金(10,000円)および記念品を支給します。

対象・支給日

毎年9月1日現在において、99歳以上で本市に引き続き1年以上住所を有している方が対象になります。

国民の祝日に関する法律に定める敬老の日の属する月(9月)に支給します。

認知症初期集中支援チーム

朝 高齢者福祉課 TEL 23-2630 FAX 25-1213

認知症初期集中支援チームとは、医療や介護の専門職によって構成され、支援の対象者やその家族を訪問し、医療・介護サービス利用などの支援を行い、在宅での自立生活をサポートするチームです。

支援対象者

認知症や、その疑いのある方の中で、医療・介護サービスを受けていない、中断している方

相談窓口

高齢者福祉課または地域包括支援センター(75ページ)

高齢者に関する相談

朝 高齢者福祉課 TEL 23-2695 FAX 25-1213

高齢者福祉に関する相談は、高齢者福祉課または、地域包括支援センター(75ページ)へご連絡ください。

また、木更津市社会福祉協議会でも身の回りのお手伝いができることがあります。

詳しくは木更津市社会福祉協議会(TEL 25-2089)へお問い合わせください。

公益社団法人木更津市シルバー人材センター

一般事務、清掃業務、植木剪定、大工などの仕事を引き受けます。

また、会員の募集もしています。

詳しくは公益社団法人木更津市シルバー人材センター(TEL 25-2433)へお問い合わせください。



障がい者・生活福祉



障がい福祉

障がい者の手帳

朝 障がい福祉課 TEL 23-8497 FAX 25-1213

身体障害者手帳

千葉県から身体障がい者と認められた方に交付される手帳です。身体障がい者の証明書でもあり、福祉サービスを利用するときに必要です。

対象者

肢体(手足など)、目、耳、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、免疫のいずれかに障がいのある方

療育手帳

千葉県から知的障がい者と認められた方に交付される手帳です。知的障がい者の証明書でもあり、福祉サービスを利用するときに必要です。

対象者

知的な発達の遅れがあり、日常生活への援助が必要な方

精神障害者保健福祉手帳

千葉県から精神障がい者と認められた方に交付される手帳です。精神障がい者の証明書でもあり、福祉サービスを利用するときに必要です。

対象者

精神疾患のため、長期にわたって生活に制約のある方

障がい者の手当

朝 障がい福祉課 TEL 23-8513 FAX 25-1213

特別児童扶養手当

障がいのある子どもを家庭で養育している方に支給します。

対象者

20歳未満の障がい児(身体障害者手帳1級～3級程度、または療育手帳①～Bの1程度、または同程度の精神障がいや内部疾患を持つ児童)を家庭で養育している方

障害児福祉手当

在宅で常に介護が必要な状態にある、障がいのある子どもに支給します。

対象者

20歳未満の重度障がい児(身体障害者手帳1級程度・療育手帳①程度、または同程度の精神障がいや内部疾患を持つ児童)

心身障害児童福祉手当

障がいのある子どもを介護している方に支給します。

対象者

20歳未満の障がい児(身体障害者手帳1級～3級、または療育手帳①～Bの1)を介護している方
ただし障害児福祉手当を受けている方を除きます。

重度心身障害者福祉手当

常に介護を必要とする障がいのある方と同居し、介護している方に支給します。

対象者

20歳～64歳の重度障がい者(寝たきりの身体障がい者、または療育手帳①～Aの2)と同居し、介護している方

特別障害者手当

常に特別な介護を必要とする障がいのある方に支給します。

対象者

20歳以上で在宅の重度障がい者(身体障害者手帳1級・2級程度の障がい重複している、または療育手帳①の1程度、または同程度の重度精神障がい者)

心身障害者扶養年金

障害者手帳の所持者を扶養している方が、生存中に毎月一定の掛け金を納め、万一のことがあった場合、後に残された心身障がい者(児)に終身一定の年金を給付します。

対象者

身体障害者手帳1級～3級・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(障がいの程度による)の所持者を扶養している65歳未満の方

難病患者療養見舞金

特定の疾患のある方に対して、月に20日以上入院したとき、見舞金を支給します(認定申請の翌月分から支給)。

対象者

千葉県知事から特定医療費(指定難病)受給者証・特定疾患医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方

障がい者の医療

朝 障がい福祉課 TEL 23-8513 FAX 25-1213

自立支援医療(育成医療)

身体の障がいを取り除いたり軽くする治療を受ける場合、医療費の一部を助成します。

対象者

18歳未満の身体に障がいまたは先天的疾患のある児童

自立支援医療(更生医療)

身体の障がいを取り除いたり軽くする治療を受ける場合、医療費の一部を助成します。

対象者

18歳以上の身体障害者手帳を所持している方

重度心身障害者医療費助成

重度の障がいのある方の医療費(保険内診療分)を助成します。

対象者

身体障害者手帳1級・2級を所持している方・療育手帳④の1～Aの2を所持している方・精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方または身体障害者手帳3級と療育手帳Bの1を重複して所持している方

ただし、子ども医療費助成対象の方、平成27年8月1日以降に上記の手帳を取得した65歳以上の方を除きます。

自立支援医療(精神通院)

精神疾患の治療のための通院医療費を助成します。患者負担が1割になります。

対象者

精神障がいのために病院・診療所に通院している方

精神障害者医療費助成

精神疾患の治療のための医療費(保険適用分)を助成します。通院の場合は、自立支援医療(精神通院)適用分が対象となります。

対象者

本市に1年以上継続して住民登録をしている方で、通院の場合は、自立支援医療(精神通院)を利用している方

障がい者の補装具

朝 障がい福祉課 TEL 23-8497 FAX 25-1213

補装具の給付

身体に障がいのある方および難病の方に、必要な補装具を給付します(車いす・義肢・装具・歩行器・盲人安全杖・歩行補助杖・義眼・眼鏡・補聴器など)。

対象者

身体障害者手帳を所持している方(手帳に対象とな

る障がい記載されていることが必要)および難病の認定を受けた方(ただし、介護保険・労働者災害補償保険法など、他の制度で補装具の購入・レンタルが可能な場合は、他の制度の利用が優先)

日常生活用具の給付・貸与

身体に障がいがある方および難病の方に、必要な日常生活用具を給付、または貸与します(マット・ベッド・便器・入浴補助用具・ポータブルレコーダー・盲人用時計・点字器・拡大読書器・FAX・たん吸引器・ネブライザー・人工喉頭・ストマ用装具・住宅改修など)。

対象者

身体障害者手帳などを所持している方および難病の認定を受けた方

紙おむつの給付

重度の障がいがある方に、紙おむつを支給します。

対象者

寝たきりで常時失禁している在宅の方(3歳～64歳)かつ、身体障害者手帳1級・2級または、療育手帳④・Aの1・Aの2または、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方

コミュニケーション支援事業

聴覚に障がいがあって手話通訳・要約筆記が必要な方に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

対象者

身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者

障がい者の減免制度など

朝 障がい福祉課 TEL 23-8497-8513 FAX 25-1213

所得税・住民税の控除

税金の控除が受けられます。

対象者

本人・配偶者・扶養親族が身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方

自動車税などの減免

障がい者のために利用する車1台の税金(自動車税・軽自動車税)が、免除または減免されます。

対象者

身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者本人または同居の家族で車を所有している方

利子などの非課税

元本350万円までの郵便貯金・預貯金または額面350万円までの公債は、利子に課税されません。

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方、または特別障害者手当・障害児福祉手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・福祉手当・障害年金・障害基礎年金を受給している方

電車料金の割引

JRの運賃が半額になります。

対象者

身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方

▶ 第1種の場合

- ①1人で、片道100km以上の区間を利用するとき
- ②介護者と利用するとき(この場合、区間制限なし。割引は本人と介護者1人まで)

▶ 第2種の場合

片道100km以上の区間を利用するとき

バス料金の割引

千葉県内のバス料金が半額になります(定期券は30%割引です)。

対象者

身体障害者手帳または療育手帳を所持している方

▶ 第1種の場合:本人と介護者1人まで

▶ 第2種の場合:本人のみ

航空運賃の割引

国内線の航空券が割引になります。対象者・割引率は各航空会社にお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

有料道路の通行料が半額になります。

対象者

身体障害者手帳(第1種・第2種)または療育手帳(第1種のみ)を所持している方

▶ 第1種の場合:障がい者が同乗しているとき

▶ 第2種の場合:障がい者本人が運転しているとき

タクシー料金の割引

タクシー料金が10%割引になります。

対象者

身体障害者手帳または療育手帳を所持している方

タクシー券の交付

重度の障がいがある方に、タクシーの割引券を交付します。

対象者

身体障害者手帳1級・2級または療育手帳④～Aの2を所持している方

NHK放送受信料の減免

NHKの受信料が半額または全額減免されます。

自動車改造費の助成

身体障害者手帳(肢体不自由で1級・2級)を持つ方が自動車を所有し、かつ本人が運転する場合に助成します。

自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳(1級～4級)・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、就労などを目的に運転免許を取得した場合に助成します。

福祉カーの貸し出し

歩行の困難な方を対象に、電動ウインチにより車いすのまま乗れる福祉車両を貸し出します。ただし、期間は3日以内で運転手やガソリン代は自己負担です。

ちば障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)

公共施設や商業施設などさまざまな施設に設置されている障害者等用駐車区画を必要とする障がい者・介護が必要な高齢者・妊産婦・けが人など歩行が困難と認められる方に利用者証を交付することで、適正利用を図る制度です。

障害福祉サービス

障がい者の手帳などを所持する方に、ホームヘルプなど各種サービスがあります。障がい福祉課までお問い合わせください。

障がいがある方のための施設

他 あくていぶ TEL 20-2080 FAX 23-2615

**木更津市身体障害者福祉センター
すまいるリハ・あくていぶ(103ページ)**

身体に障がいがある方にリハビリを提供します。

障がい者に関する相談

朝 障がい福祉課 TEL 23-8499 FAX 25-1213

▶ 基幹相談支援センター(障がい福祉課内)は、障がい福祉の総合相談窓口です。

▶ 相談支援事業所では、障がいのある方に関する一般相談およびサービス利用に関する相談を行います。

名称	所在地	電話	FAX
木更津市指定 相談支援事業所・ ほっと	井尻942	97-8556	97-8566
相談支援事業所 はちどり	下郡2275-1 (上総喜望の郷内)	53-8849	53-5883
木更津市指定 相談支援事業所 ひつじぐも	真里谷2374-1 (のぞみ牧場学園内)	53-5222	53-5223
相談支援 センター 晴	袖ヶ浦市上泉 1767-21	0438- 97-5118	0438- 75-7445
すまいるリハ 相談支援事業所	真舟5-24-7	97-7844	97-7842

生活にお困りの方への支援

福祉の総合窓口 福祉のよろず相談

朝 福祉相談課 TEL 23-6716 FAX 25-1213

心配なこと、困っていることなど福祉に関する相談ができる窓口です。いろいろな悩みをご相談ください。

生活困窮者自立支援制度

朝 福祉相談課 TEL 23-6716 FAX 25-1213

生活困窮者自立相談支援事業

相談支援員が課題解決に向け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立の促進のため寄り添いながら支援を行います。

住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、就職に向けた活動を条件に、一定期間家賃相当額を支給します。また、家計改善のため転居が必要と認められる場合は、引越し費用や初期費用の一部を補助します。

※資産、収入などの支給要件があります。

家計改善支援事業

家計に問題を抱える相談者とともに家計の状況を明らかにし、家計の再生に向け歩き出せるよう、また、自らの力で家計管理ができるよう支援を行います。

生活困窮者等就労支援事業

社会的に孤立しがちな生活困窮者などが労働やボランティア活動など多様な働き方を通じて社会的・経済的に自立した生活ができるよう支援を行います。

生活保護

朝 生活支援課 TEL 23-6794・6795、38-6296
FAX 25-1213

病気やけがで働けなくなったり、高齢のため収入が少なくなったりなど、さまざまな事情から生活費や医療費に困ることがあります。このように生活に困っている世帯を対象に、その状況や程度に応じて、最低限度の生活保障を行い、併せて一日でも早く自分たちの力で生活できるように支援する制度です。家族全員で、次のようなあらゆる努力をしても、なお生活していけないときに、生活保護を受けることができます。

- ▶ 働ける方は、能力に応じて働いていただくことになります。
- ▶ 資産(土地・家屋・自動車・預貯金・生命保険・有価証券・貴金属 など)のうち、保有が認められないものは、活用または処分して生活費や医療費に充ててください。
- ▶ 年金・恩給・各種手当など、他の法律や制度で受給できるものがあれば、すべて受給してください。
- ▶ 生活を別にしてしている親・子・兄弟姉妹または親戚などから援助を受けられるときは、まずそれを受けてください。援助を受けられるかどうか不明でも、援助を受けられるよう努力してください。また、離婚などで、ひとり親家庭となった方は、養育費を受けられるよう努力してください。

生活保護の手続き

生活保護が受けられるかどうか、受けられるとしたらどの程度なのかは、それぞれの世帯の状況によって異なりますので、生活支援課までご相談ください。

